

令和7年度 瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金 募集要項

【募集期間】 令和7年4月1日（火）～6月13日（金）必着

提出先 瑞浪市経済部商工観光課（瑞浪市役所4階）
〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地
電話 0572-68-9805（直通）

【制度の内容】

1 制度の目的

瑞浪市では、小規模な事業（スモールビジネス）を含め、新たに事業を始める方の支援に取り組んでいます。

単なる創業に留まらず、創業者自身が、創業者同士または地域の企業・事業者、住民との連携を図ることで、地域経済の活性化や地域課題の解決、ひいては市全体の活性化など、地域への波及効果が及ぶことを期待しています。

そこで、市内で創業する方に対し、創業時に必要な経費の一部を補助します。

2 補助対象者

本補助金の交付対象者は、次の（１）から（５）の要件をすべて満たすことが必要です。

（１）市内において創業又は第二創業をする者であること。

創 業	他の法人等に所属していない独立した個人が、新たに法人を設立し、事業を開始すること又は個人事業主として事業を開始すること ※共同して新たに法人を設立する場合で、その法人の代表者が複数いるときは、すべての者が上記内容に則すること。
第二創業	過去に事業を行い、又は現に事業を営んでいる、他の法人に所属していない個人又は法人がこれまで営んでいた事業の属する業種とは異なる業種（日本標準産業分類の中分類が異なる業種）へ転換や進出をすること

（２）個人においては、補助対象事業完了時に市内に住所を有する者、法人においては、補助対象事業完了時に市内に本店又は主たる事務所を置く者であること。

（３）市税を完納している者であること。

(4) 実績報告から90日以内に操業を開始できる者

(5) 以下のいずれにも合致しない者であること。

ア 瑞浪市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に規定する暴力団又は暴力団員等である者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項及び第11項に掲げる営業のいずれかに該当する事業を行う者

ウ 他の者が行っていた事業の全て又は一部を継承して事業を行う者（親族内承継、従業員への承継、M&A、分社化等）

※すでに開業している方が、法人成り等で別の事業主体としたが、開業中の事業内容と重複している場合については、他の者が行っていた事業を継承して事業を行う者としてみなします。

エ 操業以後、他の法人又は個人事業主から賃金若しくは報酬を得ながら補助対象事業を行う者

上記（1）～（5）にかかわらず、本補助金の交付は、同一事業者（同一事業者とみなされる場合を含む。）につき1回限りとします。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、同一事業者としてみなします。

ア 事業者の所在地が同一又は役員が重複している法人である場合

イ グループ企業等である場合

ウ 本補助金の交付を受けている個人が設立又は役員である法人の場合

エ 本補助金の交付を受けている法人の役員が個人で行う事業である場合

3 補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、次の（1）から（5）の要件をすべて満たす事業であることが必要です。

（1）市内で創業又は第二創業をする者で、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく認定経営革新等支援機関（※）の支援を受けて事業計画を作成し、計画の実効性が確認された事業であること。

※認定経営革新等支援機関とは？

中小企業・小規模事業者の多様化・複雑化する経営課題に対して事業計画策定支援等を通じて専門性の高い支援を行うため、税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識を有し、これまで経営革新計画の策定等の業務について一定の経験年数を持っているといった機関や人（金融機関、税理士、公認会計士、弁護士、商工会議所など）を、国が「認定経営革新等支援機関」として認定しています。

市内の認定経営革新等支援機関については、中部経済産業局のホームページをご参照ください。

<https://www.chubu.meti.go.jp/c73chuki-kyoukahou/index.html>

(2) 以下のいずれかの融資（創業資金融資）を受け、当該融資の額が総事業費の3分の1以上である事業。

- ア 国又は地方自治体が実施する創業又は第二創業に係る融資
（瑞浪市中小企業小口融資制度を除く。）
- イ 政策金融機関が実施する創業又は第二創業に係る融資
- ウ 民間金融機関が実施する創業又は第二創業に係る融資
- エ 公共的団体が実施するアからウまでの規定に準ずる融資

(3) 第二創業の場合は、当該事業の開始に伴う新規雇用者（パート、アルバイトを含む）を1年以上継続して雇用する事業であること。

(4) 以下のいずれにも合致しない事業であること。

- ア 常時従事する者がいない事業
- イ 市の他の補助金等の交付対象となる事業

＜例＞野立て太陽光発電、アパート経営、コインパーキング経営等

ただし、イに該当する場合でも、下記の補助金等については、交付対象事業であっても、補助金等に充当しない設備資金に限り、補助対象事業とします。

○瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例（平成12年条例第55号）第4条に規定する企業立地奨励金

○瑞浪市小規模事業者経営改善資金融資等利子補給金

(5) 地域経済の活性化及び地域課題の解決を図る事業であり、地域への波及効果が見込まれるもので、以下のいずれかに該当すること

- ・地域経済の活性化に資する事業
- ・地域課題の解決に資する事業
- ・第7次瑞浪市総合計画内に位置付けられるもの

4 補助事業の期間

補助事業の期間は、交付決定日から令和8年3月31日までとし、期間内に施行等を終え、支払われた経費を補助します。

5 補助対象経費

補助対象経費は、創業資金融資の対象となった設備資金で、創業又は第二創業をするうえで必要な設備等に係る費用とし、次のアからオの条件をすべて満たすものを対象とします。また、消費税は補助対象外経費とし、消費税を含まない額での申請をお願いいたします。

- ア 土地購入以外の設備費
※建物の解体費用や処分費は対象外とする

- イ 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ウ 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費
- エ 証拠書類等によって金額及び支払いが確認できる経費
- オ 以下のいずれにも該当しない経費
 - ・消耗品（単価が3万円以下の機器・備品を含む）
 - ・送料及び手数料
 - ・商号の登記、会社設立登記等に係る登録免許税
 - ・定款認証料、収入印紙代
 - ・団体等の会費、フランチャイズ契約等に伴う加盟料
 - ・店舗・事務所の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金等
 - ・店舗・事務所・駐車場の借入に伴う仲介手数料
 - ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用
 - ・公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費（別紙1）参照

ただし、補助対象経費となる設備資金のうち、国又は瑞浪市以外の地方自治体の補助金を充てる設備に係る経費は、本補助金の補助対象経費から除くものとします。また、本補助金の交付申請時においても、申請中の国又は瑞浪市以外の地方自治体の補助金がある場合には、該当する経費部分を本補助金の補助対象経費から除くものとします。

6 補助金の額

補助金の額は、以下のとおりとします。

区 分	補助率	限度額
創 業	3 分の 1 以内	5 0 0 万円
第二創業	4 分の 1 以内	3 0 0 万円

※補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、この端数を切り捨てるものとします。

7 申請手続き

(1) 申請書類

下記の書類を1部提出してください。

ア 申請書 瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金交付申請書

イ 添付書類 下記のとおり

○事業計画書

※事業計画書の表紙には、認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画を作成したことを証するために、認定経営革新等支援機関の署名と捺印が必要です。

○誓約書

○履歴事項全部証明書の写し（申請前3月以内に取得したもの）

※法人かつ第二創業の場合

○創業資金融資の契約書の写し又は当該融資に係る申込書の写し

○その他参考となる書類（見積書、位置図、図面等）

※見積書は、経済性の観点から、複数の業者から徴取した見積書を添付してください。なお、以下に定める軽微な契約は、見積書の徴取を省略できるものとします。

区 分	補助金申請額
工事又は製造の請負	30万円未満
委託業務	10万円未満
物件の買い入れその他	10万円未満

○事業計画書中の「事業の見通し」に係る根拠資料（任意様式にて提出）

○チェックリスト

○国又は他の地方自治体の補助金等を活用し、行う事業と並行して補助対象事業を行う場合は、他の補助金活用事業に係る事業計画書及び資金計画書の写し

（２）申請方法

申請者は、募集期間内に申請書類を瑞浪市経済部商工観光課へ提出してください。（郵送可、期限必着）

8 選考

選考は、資格要件等及び事業内容等の審査により行います。審査の手順は次のとおりです。

（１）資格審査

申請書類から、補助対象者及び補助対象事業に適合しているかを審査します。

※応募者が6名を超える場合は、さらに書類審査を行い、事業審査対象者を5名以内に選定します。資格審査及び書類審査を通過された方には、事業審査の集合・開始時間を個別に連絡します。

（２）事業審査（資格審査及び書類審査を通過した方）

提出書類による書類審査に加え、申請者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。事業審査の日時は別途決定します。

プレゼンテーション及びヒアリングの時間については、次のとおりとします。

○プレゼンテーション 10分以内

○ヒアリング 30分以内

合計40分以内

なお、事業審査では、主に下記の点に着目して審査を行います。

○審査の主な着眼点

①創業への熱意、資質

創業への動機や目標が明確になっているか。また、創業する事業についての情勢やニーズを研究しており、十分な知識や経験があるか。

②事業の実現可能性

商品、サービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確となっているか。また、事業実施内容、事業の見通し及び販売先等の事業パートナーが明確になっているか。

③事業の収益性

ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて妥当性と信頼性があるか。

④事業の継続性

事業計画書（様式第2号）中の5事業の見通しについて内容に妥当性があり、継続が見込める事業であるか。

⑤事業の地域への波及効果 **※重点項目**

市内事業者間との取引や連携があり、市内の経済活性化に寄与できる事業であるか。

⑥事業の有益性 **※重点項目**

市の総合計画に位置付けた地域の抱える課題の解決や地域資源を生かした事業であるか。

（注）審査の結果（不交付決定の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご承知願います。

（3）事業審査日時 **令和7年6月下旬を予定**

※審査会の日程は改めてホームページで公開します。

※各申請者の開始時間は後日個別に連絡します。

9 交付決定

審査の結果、補助金を交付することを決定したときは、瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは、瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金不交付決定通知書により通知します。

また、交付決定事業は審査の評価及びその概要を市ホームページで紹介します。

なお、本市が通知する補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっても、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはありません。

なお、全体で予算を超える補助金の申請があり、審査の結果、不交付とする対象がなかった場合は、予算の範囲内で、補助率を3分の1以下に按分した上で、交付

決定をします。

募集時における市の予算額は 7, 470 千円です。

10 補助金の交付

補助金の交付については、事業の完了後、30日以内に、補助事業等実績報告書に次の書類を添付し提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により、交付すべき補助金の額を確定した後に支払いをします。

<添付書類>

- 補助事業の成果を示す文書、図面及び写真
- 創業資金融資の契約書の写し（交付申請時に添付できなかった場合）
- 補助対象経費に係る費用についての支出を証する書類
※適正な価格で発注したことが分かるよう、複数の業者から徴取した見積書も添付してください。
- 個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は法人設立届出書の写し（創業の場合）
- 雇用契約内容が確認できる書類の写し（第二創業の場合）
- その他市長が必要と認める書類

11 交付決定後の留意事項

（1）変更申請

以下のいずれかに該当する場合は変更申請手続きが必要です。

- ・交付決定を受けた事業計画から変更がある場合
- ・補助事業に要する経費の10%以上の減少がある場合
- ・交付決定時から事業計画書中の資金計画に記載した設備資金の項目ごとの割合が10%以上増減した場合

（2）事業状況報告

補助事業が完了した年度の終了後5年間、事業の成果に係る毎年度の状況について、瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金事業状況報告書により本市に報告していただきます。

（3）報告会等への参加

本補助金を活用して事業を開始した場合、創業者による成果報告会や創業希望者へ向けた交流会等への参加を依頼する場合がございます。

（4）補助金の交付決定の取消し及び返還

瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号）及び瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金交付要綱（平成27年告示第46号）の規定に違反した場合又は補助対象事業の要件を満たさなくなった場合は、交付の決定を取り消し、補

助金等の返還を求めます。

(5) 財産処分の制限

補助事業において取得した財産については善良なる管理者の注意をもって適切に管理していただきます。加えて、取得価格が1件当たり50万円以上の取得財産については、事業終了後も、その処分等につき本市の承認を受けなければなりません（当該財産に応じ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。）。また、承認後に処分等を行った場合、補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付していただきます。